

問い合わせ先	教育委員会 学事課 学事係
	504-2469 (直通)

教科書・教材・学用品の給与

1 支援策の内容（災害救助法の適用）

災害により喪失又は損傷した教科書・教材・学用品を給与します。

2 対象者（要件等）

住家の被害（全壊、流失、半壊又は床上浸水）により、教科書・教材・学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小・中・高・特別支援・中等教育学校・専修学校・各種学校の児童生徒

3 手続きの方法

教育委員会（学事課）が学校を通じて調査します。

4 給与する教材・学用品の限度額

教科書・教材 … 現物

学用品 … 小学校児童 1人当たり 4,500円以内（現物）

中学校生徒 1人当たり 4,800円以内（現物）

高等学校等生徒 1人当たり 5,200円以内（現物）